

組合事業等による組合等損失額の損金不算入又は組合等損失超過合計額の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 . . . 法人名 ()

別表九二 平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

組合等の区分	組合等の名称	1	当期の組合等所得の金額又は組合等欠損の金額	分総額		①のうち留保した金額	
				①	②	①	②
	組合損益計算期間又は組合計算期間	2	平 . .	18	円		円
	特定組合員若しくは特定受益者に該当することとなった日又は有限責任事業組合員となった日	3	平 . .	19			
超過合計額若しくは連結組合等損失超過合計額の損金不算入額又は組合等損失額の計算	当期の組合等損失額又は連結組合等損失額(31の①)-(18の①)-(25の①)(マイナスの場合は0)	4	円	20			
	調整出資等金額(38の①+②)+(45の①)-(50の①+②)	5		21			
	損金不算入額((4)-(5))又は(4)(マイナスの場合は0)	6		22			
	当期の組合等利益額又は連結組合等利益額(18の①)+(25の①)-(31の①)(マイナスの場合は0)	7		23			
	改定組合等損失超過合計額又は改定連結組合等損失超過合計額(13)	8		24			
	損金算入額((7)と(8)のうち少ない金額)	9		25			
	組合等損失額若しくは連結組合等損失額の損金不算入額又は組合等損失超過合計額若しくは連結組合等損失超過合計額の損金算入額(6)-(9)	10		26			
	前期繰越組合等損失超過合計額又は前期繰越連結組合等損失超過合計額(前期の(17))	11		27			
	みなし組合等損失超過合計額の当期加算額	12		28			
	改定組合等損失超過合計額又は改定連結組合等損失超過合計額(11)+(12)	13		29			
当期の組合等損失額又は連結組合等損失額の損金不算入額(6)	14		30				
当期損金算入額(9)	15		31				
みなし組合等損失超過合計額の翌期加算額	16		32				
翌期繰越組合等損失超過合計額又は翌期繰越連結組合等損失超過合計額(13)+(14)-(15)+(16)	17		33				
			34				

調整出資等金額の計算の基礎となる金額の明細

出資又は信託をした額	区分	前期繰越額	当期中に出資又は信託をした額		翌期繰越額
			最終損益計算期間終了の時点までの額	最終損益計算期間終了の時点後の額	
	金銭の額及び現物資産の価額又は調整価額等	35	①	②	③
	組合員持分担保債務の額に相当する金額	36			
	負債の額	37			
	差引出資又は信託をした額(35)-(36)-(37)	38			
組合利益積立金額等	区分	前期繰越額	当期中の増減		翌期繰越額
			減	増	
		①	②	③	④
		39	円	円	円
		40			
		41			
		42			
	組合損失超過合計額等累計額	43	(9)	(6)	
	組合事業又は信託による当期利益又は当期欠損の額の累計額	44		(18の②)	
	組合事業又は信託に係る利益積立金額(39)から(44)までの計	45			
	投資勘定差額	46			
分配額	区分	前期繰越額	当期中に分配を受けた額		翌期繰越額
			最終損益計算期間終了の時点までの額	最終損益計算期間終了の時点後の額	
		①	②	③	④
		47	円	円	円
		48			
	負債の額	49			
	差引分配額(47)-(48)-(49)	50			
	組合事業又は信託に係る簿価純資産価額(38)+(45)+(46)-(50)	51			

別表九（二）の記載の仕方

- この明細書は、法人が措置法第67条の12第1項若しくは第2項（組合事業等による損失がある場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合、措置法第39条の31第17項（組合事業等による損失がある場合の課税の特例）に規定する特定組合員若しくは特定受益者に該当する場合若しくは同法第67条の13第1項（有限責任事業組合契約による組合事業に係る損失がある場合の課税の特例）の組合員である場合又は連結法人が同法第68条の105の2第1項若しくは第2項（連結法人の組合事業等による損失がある場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合、同令第39条の125第13項（連結法人の組合事業等による損失がある場合の課税の特例）に規定する特定組合員若しくは特定受益者に該当する場合若しくは同法第68条の105の3第1項（連結法人の有限責任事業組合契約による組合事業に係る損失がある場合の課税の特例）の組合員である場合に、同法第67条の12第3項第3号若しくは第67条の13第1項に規定する組合事業ごと又は信託（同法第67条の12第1項に規定する信託に限りません。以下同じ。）ごとに記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。
- 「損金不算入額」の各欄は、法人が措置法第67条の12第1項若しくは第67条の13第1項の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の105の2第1項若しくは第68条の105の3第1項の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 「損金不算入額6」は、「調整出資等金額5」が0に満たない場合又は措置法第67条の12第1項若しくは第68条の105の2第1項に規定する組合事業若しくは信託財産に帰せられる損益が実質的に欠損とならないと見込まれるものとして政令で定める場合に該当する場合にあっては「(4)-(5)」又は「(5)」を消し、その他の場合にあっては「又は(4)」を消します。
- 当該事業年度又は連結事業年度において組合員（措置法第67条の12第1項に規定する組合員又は同法第67条の13第1項に規定する組合員をいいます。以下同じ。）たる地位又は受益者（同法第67条の12第1項に規定する受益者をいいます。以下同じ。）たる地位の承継（同規則第22条の18の2第5項各号（組合事業等による損失がある場合の課税の特例）に掲げるものを含みます。以下同じ。）を受けた場合において、措置法第39条の31第14項若しくは第39条の32第7項又は第39条の125第10項若しくは第39条の126第7項の規定により組合等損失超過合計額（同法第67条の12第3項第4号に規定する組合等損失超過合計額をいいます。）若しくは組合損失超過合計額（同法第67条の13第3項に規定する組合損失超過合計額をいいます。）又は連結組合等損失超過合計額（同法第68条の105の2第3項に規定する連結組合等損失超過合計額をいいます。）若しくは連結組合損失超過合計額（同法第68条の105の3第3項に規定する連結組合損失超過合計額をいいます。）とみなされる金額があるときは、当該金額を、当該承継を受けた日が最終組合損益計算期間等終了時（同令第39条の31第5項第1号又は第39条の125第3項第1号に規定する最終組合損益計算期間等終了時をいいます。4及び5(2)において同じ。）若しくは最終組合計算期間（同令第39条の32第2項第1号又は第39条の126第2項第1号に規定する最終組合計算期間をいいます。4及び5(2)において同じ。）終了の時以前である場合又は当該最終組合損益計算期間等終了時若しくは当該最終組合計算期間終了の時後である場合の区分に応じそれぞれ「みなし組合等損失超過合計額の当期加算額12」又は「みなし組合等損失超過合計額の翌期加算額16」（受益者たる地位の承継を受けた場合には、「みなし組合等損失超過合計額の当期加算額12」）に記載します。
- 「金銭の額及び現物資産の価額又は調整価額等35」の「当期中に出資又は信託をした額」の各欄の記載に当たっては、次によります。
 - 組合員（措置法第67条の12第3項第2号に規定する匿名組合契約等を締結しているものを除きます。）又は受益者が金銭以外の資産の出資又は信託をした場合には、当該資産に係る措置法第39条の31第5項第1号イ及びロに掲げる金額の合計額若しくは同令第39条の32第2項第1号イ及びロに掲げる金額の合計額又は同令第39条の31第1号イ及びロに掲げる金額の合計額若しくは同令第39条の126第2項第1号イ及びロに掲げる金額の合計額を記載します。
 - 当該事業年度又は連結事業年度において組合員たる地位又は受益者たる地位の承継を受けた場合には、調整出資金等加算額（措置法第39条の31第6項各号若しくは第39条の32第3項各号又は第39条の125第4項各号若しくは第39条の126第3項各号に定める金額をいいます。6において同じ。）を、当該承継を受けた日が最終組合損益計算期間等終了時若しくは最終組合計算期間終了の時以前である場合又は当該最終組合損益計算期間等終了時若しくは当該最終組合計算期間終了の時後である場合の区分に応じそれぞれ「最終損益計算期間終了の時までの額②」又は「最終損益計算期間終了の時後の額③」（信託の受益者の場合には、「最終損益計算期間終了の時までの額②」）に記載します。
- 当該事業年度又は連結事業年度において組合員たる地位又は受益者たる地位の承継を受けた場合には、次に掲げる承継の区分に応じそれぞれ次に定める金額を「投資勘定差額46」の「増③」に記載します。
 - 措置法第39条の31第6項第2号若しくは第39条の32第3項第2号に規定する適格合併若しくは平成22年改正前の措置法第39条（以下「平成22年旧措置法」といいます。）第39条の31第6項第2号若しくは第39条の32第3項第2号に規定する適格合併若しくは適格分割型分割又は措置法第39条の125第4項第2号若しくは第39条の126第3項第2号に規定する適格合併若しくは平成22年旧措置法第39条の125第4項第2号若しくは第39条の126第3項第2号に規定する適格合併若しくは適格分割型分割による承継 措置法第39条の31第6項第2号若しくは第39条の32第3項第2号に規定する適格合併に係る被合併法人のこれらの規定に規定する適格合併前事業年度等若しくは平成22年旧措置法第39条の31第6項第2号若しくは第39条の32第3項第2号に規定する適格合併若しくは適格分割型分割に係る被合併法人若しくは分割法人のこれらの規定に規定する適格合併等前事業年度等又は措置法第39条の125第4項第2号若しくは第39条の126第3項第2号に規定する適格合併に係る被合併法人のこれらの規定に規定する適格合併前連結事業年度等若しくは平成22年旧措置法第39条の125第4項第2号若しくは第39条の126第3項第2号に規定する適格合併若しくは適格分割型分割に係る被合併法人若しくは分割法人のこれらの規定に規定する適格合併等前連結事業年度等におけるこの明細書の「投資勘定差額46」の「翌期繰越額④」の金額
 - 措置法第39条の31第6項第3号若しくは第39条の32第3項第3号に規定する適格分割等若しくは平成22年旧措置法第39条の31第6項第3号若しくは第39条の32第3項第3号に規定する適格分社型分割等又は措置法第39条の125第4項第3号若しくは第39条の126第3項第3号に規定する適格分割等若しくは平成22年旧措置法第39条の125第4項第3号若しくは第39条の126第3項第3号に規定する適格分社型分割等による承継 措置法第39条の31第6項第3号若しくは第39条の32第3項第3号に規定する適格分社型分割等に係る分割法人、現物出資法人若しくは現物分配法人の当該適格分割等の日を含む事業年度（同日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同日を含む連結事業年度）開始の日の前日を含む事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該前日を含む連結事業年度）若しくは平成22年旧措置法第39条の31第6項第3号若しくは第39条の32第3項第3号に規定する適格分社型分割等に係る分割法人、現物出資法人若しくは事後設立法人（平成22年改正前の法第2条第12号の6（定義）に規定する事後設立法人をいいます。以下同じ。）の当該適格分社型分割等の日を含む事業年度（同日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同日を含む連結事業年度）開始の日の前日を含む事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該前日を含む連結事業年度）又は措置法第39条の125第4項第3号若しくは第39条の126第3項第3号に規定する適格分割等に係る分割法人、現物出資法人若しくは現物分配法人の当該適格分割等の日を含む連結事業年度（同日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、同日を含む事業年度）開始の日の前日を含む連結事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該前日を含む事業年度）若しくは平成22年旧措置法第39条の125第4項第3号若しくは第39条の126第3項第3号に規定する適格分社型分割等に係る分割法人、現物出資法人若しくは事後設立法人の当該適格分社型分割等の日を含む連結事業年度（同日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、同日を含む事業年度）開始の日の前日を含む連結事業年度（当該前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該前日を含む事業年度）におけるこの明細書の「投資勘定差額46」の「翌期繰越額④」の金額
 - (1)又は(2)による承継以外の承継 その対価の額から調整出資金等加算額を減算した金額
- 「金銭の額及び現物資産の価額又は調整価額47」は、組合員（措置法第67条の12第3項第2号に規定する匿名組合契約等を締結しているものを除きます。）又は受益者が金銭以外の資産の分配を受けた場合には、措置法第39条の31第5項第3号イ及びロに掲げる金額の合計額若しくは同令第39条の32第2項第3号イ及びロに掲げる金額の合計額又は同令第39条の32第2項第3号イ及びロに掲げる金額の合計額若しくは同令第39条の126第2項第3号イ及びロに掲げる金額の合計額を記載します。